

令和7年度 横手市立横手明峰中学校部活動運営方針

1 部活動の意義と方針の趣旨

(1) 部活動の意義・目標

- ア 部活動は「生徒の自主的・自発的な参加により行われる」ものであり、学校教育の一環として、共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心をもつ生徒が集い、豊かな学校生活を送る上で大きな意義をもつ。
- イ 異学年との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学び場として大切な活動である。
- ウ 部活動は、豊かなスポーツライフにつながる資質・能力を育んだり、文化及び科学等に親しむ態度を育んだりするとともに、家庭や地域とのつながりを深め、学校の伝統や特色づくりにも寄与する活動である。

(2) 部活動運営の基本方針

- ア 学校教育の一環として、教育課程との連携を図り、学校教育目標との関連を重視する。
- イ 生徒の自主的・自発的な参加で行われ、合理的で効率的・効果的な活動となるよう生徒・指導者の負担軽減を配慮した指導・運営体制を整える。
- ウ 保護者や地域との連携を図りながら、生徒の豊かなスポーツライフ、文化及び科学等に継続的に親しむことができるような環境を整える。

(3) 運営の重点

- ア 本校学校教育で目指す、自他を尊重しながら、高い志をもち、まず一步、また一步と自らを磨き、未来を力強く切り拓いていこうとする自立した生徒の育成
- イ 心身の安全に配慮した指導・運営体制の構築
- ウ 保護者や地域、各種団体との連携等、円滑に行うための運営の工夫

2 適切な運営のための体制整備

(1) 校長の取組

- ア 学校教育目標及び「横手市立中学校部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度「横手市立横手明峰中学校部活動運営方針」を策定する。
- イ 策定した部活動運営方針及び部活動担当者が作成した年間の活動計画、各月の活動計画を HP の掲載等により公表する。
- ウ 「部活動担当者会」を設置し、生徒の心身の健康管理、事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶等について必要に応じて開催する。
- エ 部活動担当者との情報共有を図り、負担軽減策、保護者対応や部活動内の問題等の早期解決に向けた助言等を積極的に行う。

(2) 指導者の取組

- ア 生徒の人格を尊重し、学校の教育活動の一環として行われるものであることを理解し、教育課程との連携や学校教育目標との関連を図った部活動運営に努める。
- イ 生徒の心身の健康管理、事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶に努める。
- ウ 保護者との関わりを大切に、部活動運営に理解と協力をしてもらえる関係づくりに努める。

3 運営の実際

(1) 入部・退部・転部の届出について

- ア 部活動所属については部活動入部を推奨するが、部活動への加入は任意とする。
- イ 部活動への入部については、「入部届」(1年生)、「継続届」(2・3年生)を校長に提出する。
- ウ クラブチーム等への所属については「校外活動への参加届」を校長に提出する。
- エ 退部や転部については随時受け付けるが、所属している本人、保護者、学級担任、部活動の担当者が十分に話し合った上で届け出るものとする。

(2) 計画の作成について

- ア 部活動担当者は、年間の活動計画、各月の活動計画を作成し、校長の了承を得た上で生徒、保護者に周知する。

(3) 活動時間について

- ア 4月から10月の平日は、放課後2時間程度の活動とする。(解散時刻 18:15)
11月から3月末日までの平日は、放課後1時間半程度の活動とする。(解散時刻 17:45)
- イ 年間を通じて、休日の活動時間は3時間程度までとする。ただし、大会参加や練習試合についてはこの限りではなく、生徒の過度な負担にならないよう配慮する。
- ウ 朝の活動(朝練習)は行わない。

(4) 部活動休止日について

- ア 最低でも週に平日1日以上、土日のいずれかも活動休止日とする。
- イ 原則として月曜日を部活動休止日とする。(行事によっては変更する場合もある)
- ウ 土日と連続した大会に参加した場合は、別に休日を設ける。
(シーズンオフの期間であれば、次の週、または前の週の土日を休日にすることが望ましい)
- エ テスト勉強休みは、定期テスト前3日間とする。
(大会への参加は、校長・教頭の許可を得る)

(5) 外部コーチについて

- ア 競技力向上のため、必要に応じて校長が外部コーチを認可する。□□部、あるいは□□部保護者会が申請をし、校長が認可する。
- イ コーチは、学校部活動の趣旨と活動の約束を深く理解し、教育的配慮をもって生徒に接しなければならない。

(6) 校外での練習試合や大会参加について

- ア 第1・3日曜日の場合は事前に必ず校長の許可を得る。
- イ 現地集合ではなく、学校を集合・解散場所に行っている場合は、担当者もその場にいるようにする。
- ウ 担当者は自家用車で移動することを原則とする。生徒を乗せることは禁止とする。
- エ スクールバスを利用する場合は、必ず担当者が同乗すること。

(7) 活動費用について

- ア PTA 会員による部活動振興費の一部(580,200円)を費用として活動の補助に充てる。その管理については学校事務担当者が行う。
- イ 費用の徴収についてはPTAの了承を得て行う。
- ウ 各部活動で上記以外に活動費用が必要な場合は、各部の保護者会等で詳細を決める。

4 生徒の安全確保・事故防止について

(1) 事故防止のマネジメント（安全管理・指導体制）

- ア 部活動担当者は日常の活動を安全に行うことができるよう、常に生徒の健康安全に努める。
- イ 校長及び部活動担当者は万が一に備え、学校安全危機管理マニュアルを参考にしながら、緊急対応について対処の仕方を確認する。
- ウ 部活動担当者は生徒の心身の健康管理、事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶に努める。

(2) 施設・設備・用具等の管理

- ア 校長及び部活動担当者は、使用する施設・設備・用具等の安全性について確認し、安全面に十分に注意して指導に充たる。
- イ 安全面に不備がある場合には速やかに管理職に報告する。

(3) 生徒の健康状況の把握と配慮

- ア 活動の前後に健康観察を行い、常に生徒の健康安全に努める。
- イ 必要に応じて養護教諭等と連携・協力して健康安全に努める。
- ウ 感染症拡大の恐れがある状況では、校長及び部活動担当者等が協議し活動内容の変更や中止等の措置を講じる。

(4) 環境条件への対応

- ア 熱中症による事故を防止するため、「横手市立小・中学校熱中症予防ガイドライン」を参考に、活動の実施について適切に判断するとともに、気象庁の「高温注意情報」及び環境省の「熱中症予防情報サイト」等の情報に留意し、気温や湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。
- イ 冬期間の練習に関しては、十分なウォーミングアップをするとともに必要に応じ、暖房器具等を活用し怪我の防止に努める。

5 体罰・ハラスメントの根絶及び不祥事等の防止

(1) 体罰・ハラスメントの防止

- ア 部活動担当者は生徒の人格を尊重し、学校の教育活動の一環として行われるものであることを理解した上で指導し、また体罰・ハラスメントの根絶に努める。校長はこれを監督する。
- イ 保護者との関わりを大切にし、部活動運営に理解と協力をしてもらえる関係づくりに努める。

(2) 不祥事の防止

- ア 部活動担当者は、指導に関係する者から金銭や物品等の提供を受けてはならない。
- イ 部活動担当者は、金銭に直接触れる機会ができるだけなくなるよう、学校事務担当者や保護者会の代表と十分に連携をとる。

本方針は令和7年4月1日より適用する。